

解散公告 (第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三日

埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目一番一二号
医療法人社団皓明会
清算人 廣瀬 正剛

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年三月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三日

千葉県柏市中央二丁目二番一八号
医療法人社団杏仁会
清算人 加治美和子

解散公告 (第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三日

東京都昭島市朝日町一丁目四番七号
医療法人社団健結会
清算人 萩原 佳孝

解散公告 (第三回)

当社は、昭和五年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三日

大阪府大正区三軒家東一丁目八番二三号
泉尾土地株式会社
代表清算人 森 芳人

解散公告 (第三回)

当土地改良区は、令和八年四月二十四日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月一日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

令和八年六月三日

山口県岩国市今津町一丁目一四番五一号
清算法人岩国市灘土地改良区
代表清算人 村河 武男

解散公告 (第三回)

当土地改良区は、令和八年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月一日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

令和八年六月三日

山口県岩国市今津町一丁目一四番五一号
清算法人岩国市麻里布土地改良区
代表清算人 廣本 政次

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年四月二日の社員総会の決議により、同日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月三日

宮崎県都城市上長飯町五二二八番地一
医療法人倫風会
清算人 渡邊 眞倫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道芦別市常磐町五三〇番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 伊藤 英俊 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日

北海道滝川市花月町一丁目一番一〇号弁護士法人小寺・松田法律事務所 滝川事務所
相続財産清算人 弁護士 村田 雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市豊城町二一三八番地二、最後の住所群馬県伊勢崎市国定町二丁目一九八七番地一久栄ケアマンション国定
被相続人 亡 岡部 孝夫

令和八年六月三日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日

群馬県桐生市元宿町四番七号元宿ビル二F
相続財産清算人 司法書士 木口 光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市名戸ケ谷七三番地、最後の住所千葉県柏市上本郷八五四番地の四
被相続人 亡 丸山 清美

令和八年六月三日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日

千葉県松戸市本町一四番地の一八松戸トシ
オビル五〇五 桜花法律事務所
相続財産清算人 弁護士 内藤 潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県二本松市丑子内一四六番地、最後の住所東京都板橋区若木二丁目七番一〇号若木さくら杜
被相続人 亡 高橋 洋子

令和八年六月三日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日

東京都港区新橋二丁目一六番四号 りそな新橋ビル八階 リーガルキュレート総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高井戸東二丁目四番、最後の住所東京都杉並区高井戸東二丁目四番一八号
被相続人 亡 歌川 章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光ビル五階光和総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 篠 連

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区代々木四丁目四一番、最後の住所東京都大田区西蒲田四丁目一五番六号verde四〇三
被相続人 亡 山内 順仁

令和八年六月三日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月三日

事務所 東京都港区赤坂四丁目九番一七号
赤坂第一ビル二階 弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐野 周造

第120期決算公告

2026年5月28日
札幌市中央区大通東3丁目2番地

株式会社スハラ食品

代表取締役社長 山中 一樹

貸借対照表の要旨 (2026年3月31日現在)

科 目		金 額 (千円)
資産の部	流動資産	4,037,113
	固定資産	1,435,263
	資産合計	5,472,377
負債及び純資産の部	流動負債	2,803,275
	固定負債	269,291
	負債合計	2,176,680
	資本	95,000
	剰余金	257,194
	利益剰余金	1,824,486
	準備金	23,750
	その他の利益剰余金	1,800,736
	うち当期純利益	(702,676)
	評価・換算差額等	223,129
負債・純資産合計		5,472,377